

光産業技術標準化会ご入会のおすすめ

当協会の光産業技術標準化会（略称、光標準化会）は、各界の多くのご賛同及びご支援を得て 1988 年に設立されて以来、光技術の各般の標準化事業を推進しております。

この間、標準化の対象は、通信関連に加え情報関連、さらに国際標準関連にも拡大しています。これまでに作成した産業標準の素案のうち約 300 件が JIS として制定される一方、国際標準関連では、IEC、ISO に対応するそれぞれの国内対策委員会を設け、国際規格への提案も積極的に行っています。

標準化会会員の方々はいろいろな機会や情報を活用していただくことができます。

～ 光標準化会 会員の主な特典 ～

- (1) 光標準化会の最高意思決定機関である総会へ出席し、当会の事業活動報告をうけることができます。
- (2) 「光標準化ニュース」等により、光産業技術標準化各分野別部会の活動及びその他光産業技術の標準化に関する情報をいち早く入手することができ、また、光標準化会関連の会議資料の閲覧が可能となります。
- (3) 光標準化会が主催する光標準化シンポジウム等に優先的に無料で参加できます。
- (4) 光産業技術標準化各分野別部会関係の報告書を入手できます。

【賛助会員のための会員は入手できません。】

～ 標準化会会費 ～

1 口 1 事業年度（4 月～3 月）につき、13 万円です（税別）。

～ お問合せ ～

入会手続きなどの詳細は、当協会 開発部 標準化室までお問い合わせください。

一般財団法人光産業技術振興協会 標準化室
〒112-0014 東京都文京区関口 1-20-10
住友江戸川橋駅前ビル 7 階
TEL: 03-5225-6431, FAX: 03-5225-6435
E-mail: web@oitda.or.jp
<http://www.oitda.or.jp>

光産業技術標準化会規定

(名 称)

第 1 条 本会は、光産業技術標準化会（略称、光標準化会）と称し、一般財団法人光産業技術振興協会内に設ける。

(目 的)

第 2 条 本会は、光産業技術における標準化の推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 光産業技術に関する国際電気標準会議（IEC）国際標準化機構（ISO）等の国際規格案、日本産業規格（JIS）案、一般財団法人光産業技術振興協会規格案（以下、これらを総称して「規格案」という。）の作成
- (2) 光産業技術に関する規格案の作成に必要な調査・研究及び審議
- (3) 光産業技術に関する標準化の普及及び啓発
- (4) 光産業技術に関する標準化に資する資料の収集及び提供
- (5) 前各号に付帯する事業

(会 員)

第 4 条 本会の目的に賛同する一般財団法人光産業技術振興協会の賛助会員は、光標準化会に入会し、光標準化会会員（以下、会員という。）になることができる。

(組 織)

第 5 条 本会に総会及び光産業技術標準化各分野別部会を置く。

(総 会)

第 6 条 総会は、光標準化会の最高意思決定機関とし、会員により構成する。

第 7 条 総会の議長は、出席した会員により互選される。

第 8 条 総会は年 1 回開催し、本会の事業活動及び決算の報告を受け、事業活動計画を承認する。

(光産業技術標準化各分野別部会)

第 9 条 光産業技術標準化各分野別部会は、第 3 条の事業を行うため、光産業技術のそれぞれの分野ごとに置く。必要に応じて光産業技術標準化各分野別部会の下に専門部会又は分科会を置くことができる。

第 10 条 光産業技術標準化各分野別部会、専門部会及び分科会には、会員の求めにより、学識経験者を出席させることができる。

第 11 条 光産業技術標準化各分野別部会の議長は、出席者により互選される。

(委託及び補助事業)

第 12 条 本会はその目的を達するため、他機関より委託又は補助を受け、第 3

条の事業を行うことができる。この事業を実施するに当たり、委員会を設置することができる。委員会の具体的運営等については別途定める。

(会 費)

第 13 条 会員は、別途定める光標準化会会費を予め同意した口数に応じて、毎年、一般財団法人光産業技術振興協会に納入する。会員は、この会費とは別に臨時に会費を納入することができる。会費の納入の詳細については別途定める。また、本会の趣旨に賛同する法人は、会員に限らず出捐金を納入することができる。

第 14 条 会員は内外の標準化状況について、別途定める情報の提供を受けることができる。

(事業年度)

第 15 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事 務 局)

第 16 条 本会は事務局を一般財団法人光産業技術振興協会内に置く。

(文書閲覧等)

第 17 条 会員、光産業技術標準化各分野別部会又は委員会の出席者などの本会事業に関わる者は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の事業の実施にあたり必要があるとき、本会の保管する内外の規格、規格案などの文書を閲覧することができる。閲覧文書は、本会管理の下に複製することができるが、第 3 条第 1 項及び第 2 項の事業以外には使用できない。

(規定の変更)

第 18 条 本会規定を変更するときは、一般財団法人光産業技術振興協会理事会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(特別会計)

第 19 条 本会の事業遂行上必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(施行細則)

第 20 条 この規定の施行について必要な事項は、この規定に特に定めてあるもののほか、理事長がこれを定める。

附 則

この規定は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

注：光産業技術標準化会は、昭和 63 年 4 月 1 日に設立されたが、光産業技術振興協会の平成 23 年 4 月 1 日付け一般財団法人への移行に伴い、本規定も新たに制定・施行する。

光産業技術標準化会規定施行細則

一般財団法人光産業技術振興協会

1. 第13条に定める会費は、1事業年度につき、一口130,000円（消費税別）とし毎事業年度の4月末までに納入するものとする。ただし、4月末、7月末、10月末及び1月末までにそれぞれ4分の1ずつ納入することを妨げない。
2. 第14条に定める内外の標準化状況についての情報は、下記の通りとする。
 - 1) 光産業技術標準化各分野別部会議事録
 - 2) 光産業技術標準化各分野別部会議事資料
 - 3) 光標準化ニュース

附 則

この細則は、平成26年6月12日から施行する。